

宮内庁書陵部所蔵図書寮文庫資料の画像の収集及びインターネット公開に関する覚書

人間文化研究機構国文学研究資料館(以下「国文学研究資料館」という。)と、宮内庁書陵部(以下「書陵部」という。)は、書陵部が所蔵する図書寮文庫資料(以下「資料」という。)の画像の収集、デジタル化及びインターネット公開に当たって、別途提出する申請書に記載する事項以外の事項について、次のとおり合意し、覚書を締結する。

1. 国文学研究資料館は、書陵部の許可を得て、撮影収集した資料のマイクロフィルム画像(既収集の資料の画像を含む。以下同じ。)からデジタル画像を作成し、書誌情報とともにインターネット上に公開することができる。

(1) 資料の画像の収集

国文学研究資料館は、マイクロフィルムによる収集リストを書陵部に提出し、事前に承諾を得なければならない。

(2) マイクロフィルムの使用

国文学研究資料館は、収集したマイクロフィルム画像を、文献複写(昭和52年3月3日付け回答による。)及び閲覧に使用することができる。

(3) 所蔵主体の明示

国文学研究資料館は、収集した資料の画像をインターネット上に公開する場合には、書陵部の所蔵であることを明らかにしなければならない。

2. 書陵部は、国文学研究資料館の許可を受け、同館がインターネット上に公開している資料の画像等にリンクを張って公開することができる。また、書陵部は、書陵部が今後予定する公開を目的とした所蔵目録データベース構築・公開等の事業に関し、国文学研究資料館から何ら制約は受けないものとする。

なお、書陵部は、国文学研究資料館から提供された画像等を使用する場合には、国文学研究資料館が作成した画像等であることを明らかにしなければならない。

3. 本覚書に定めのない事項に関しては、必要に応じて国文学研究資料館及び書陵部が協議の上、これを定める。

上記合意の証として、本書2通を作成して、国文学研究資料館及び書陵部が捺印の上、両機関1通を保持する。

平成 24年 2 月 1 日

平成 24年 2 月 1 日

人間文化研究機構
国文学研究資料館
館長 今西 祐一郎



宮内庁書陵部
部長 岡 弘文

